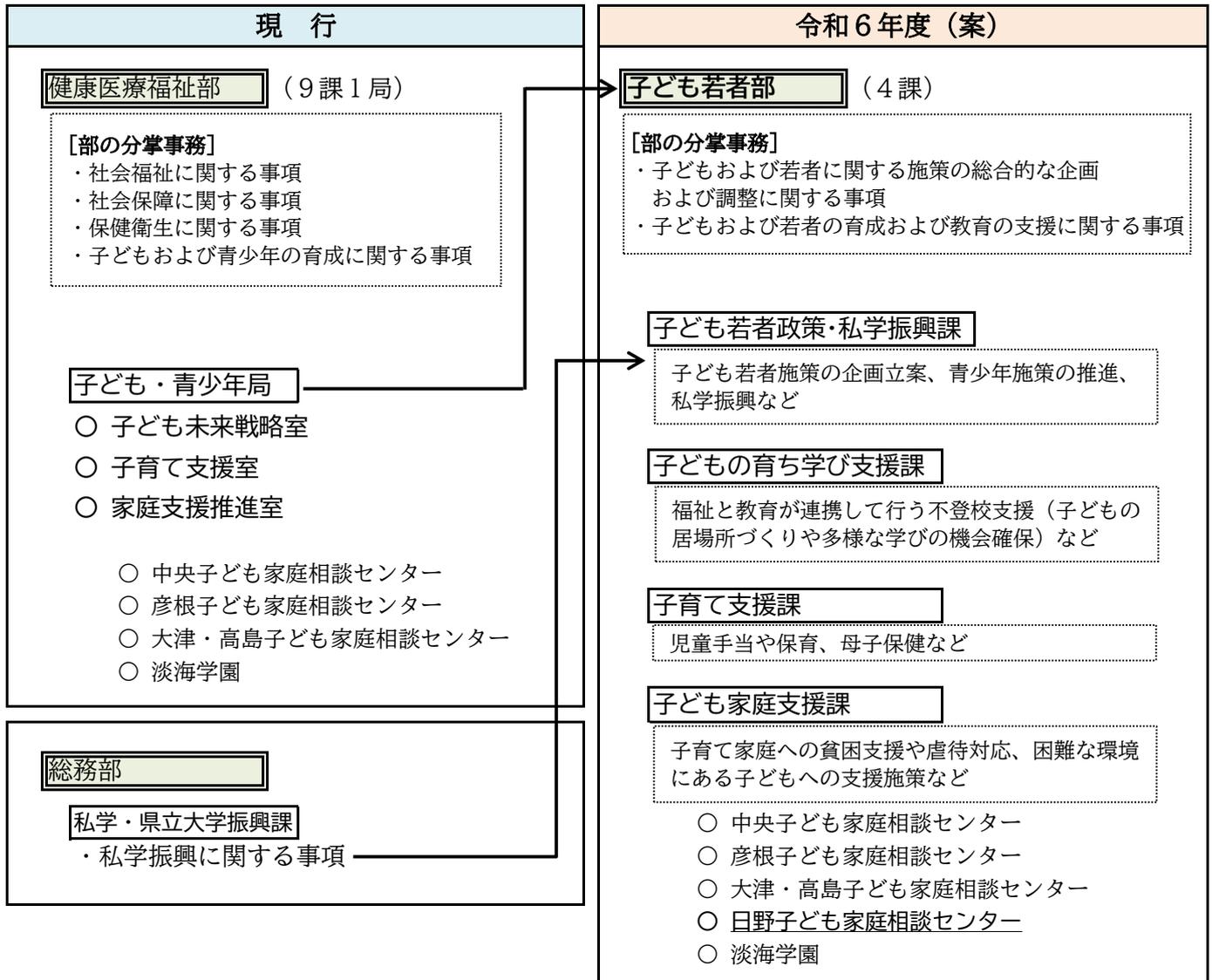


子ども若者部の新設について

子どもを真ん中に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀の実現に向け、庁内の司令塔として、関係部局とも連携のうえ、子ども若者施策を総合的に企画調整し、迅速かつ効果的・効率的に推進するため、新たに「子ども若者部」を設置することとしたい。



1. 組織改編により期待される効果

- 子ども若者に特化した部を設置することにより、意思決定を迅速化し、効果的・効率的に施策を推進する。また、健康医療福祉部の所管業務がスリム化されることにより、医療や高齢者福祉などに一層注力する。
- 子ども若者施策に関する庁内の司令塔として、関係部局とも連携のうえ、施策を総合的に企画調整し、複合的な課題に対応する。
- 福祉と教育が連携して行う、フリースクールをはじめとした子どもの居場所づくり等を所管し、労働・雇用分野での支援や教育委員会が実施する学びの機会の保障や幼児期教育、いじめ対策など関係部局とも連携し、子どもの育ちや学びを一体的に支援・推進する。

2. 改正が必要な条例・施行期日

- ・ 滋賀県部等設置条例
- ・ 滋賀県行政機関設置条例 等
- ・ 施行期日：令和6年4月1日

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

子どもを真ん中に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀の実現に向け、子どもおよび若者に関する施策を総合的に企画調整し、迅速かつ効果的、効率的に推進する体制の整備を行うため、滋賀県部等設置条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 新たに子ども若者部を置くこととします。（第 1 条関係）

(2) 子ども若者部の分掌事務を定めるとともに、健康医療福祉部の分掌事務の規定の整理を行うこととします。（第 2 条関係）

(3) その他

ア この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県部等設置条例新旧対照表

旧	新
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事室および次の部を置く。</p> <p>総合企画部</p> <p>総務部</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>琵琶湖環境部</p> <p><u>健康医療福祉部</u></p> <p>(新設)</p> <p>商工観光労働部</p> <p>農政水産部</p> <p>土木交通部</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 知事室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 健康医療福祉部</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事室および次の部を置く。</p> <p>総合企画部</p> <p>総務部</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>琵琶湖環境部</p> <p><u>健康医療福祉部</u></p> <p><u>子ども若者部</u></p> <p>商工観光労働部</p> <p>農政水産部</p> <p>土木交通部</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 知事室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 健康医療福祉部</p>

ア～ウ 省略

エ 子どもおよび青少年の育成に関する事項

(新設)

(7)～(9) 省略

付則 省略

ア～ウ 省略

(削除)

(7) 子ども若者部

ア 子どもおよび若者に関する施策の総合的な企画および調整に関する事項

イ 子どもおよび若者の育成および教育の支援に関する事項

(8)～(10) 省略

付則 省略

滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県健康医療福祉部</u>において処理する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県子ども若者部</u>において処理する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>付則 省略</p>

滋賀県公立大学法人評価委員会条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （庶務）</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>滋賀県総務部</u>において処理する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 （庶務）</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>滋賀県総合企画部</u>において処理する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>付則 省略</p>